

議案第 7 号

狭山市立博物館条例の一部を改正する条例

狭山市立博物館条例（平成 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）第 1 8 条の規定に基づき」を削る。

第 2 条中「法第 3 条」を「博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項各号」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

博物館法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。